

新型コロナウイルスの臨時休校に伴う子ども支援活動への緊急助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、新型コロナウイルス発生による学校の臨時休校に伴い、食料や生活必需品を必要とする子どもや保護者に物資の配布や配達することを目的として民間団体が緊急的に実施する支援活動（以下「緊急支援活動」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で長野県将来世代応援県民会議（以下「県民会議」という。）がその経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 助成金の助成対象者は、緊急支援活動を行う民間団体で、活動の範囲が全県的に及ぶものとする。

(助成対象活動)

第 3 助成金の対象となる活動は、助成対象者が実施する緊急支援活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動等は、助成対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教上の教義を広め、儀礼行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職にある者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 専ら趣味や娯楽を目的とする事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)の行う事業
- (8) 構成員(役員等を含む。)のうちに暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるものの行う事業

(助成対象経費)

第 4 助成金の対象となる経費は、令和 2 年 3 月 2 日から令和 2 年 3 月 31 日までに実施する緊急支援活動に要する次の経費とする。

- (1) 人件費(一人当たり時給 917 円とする。)
- (2) 交通費(ガソリン代及び高速料金。ガソリン代は 1km 当たり 37 円とする。)
- (3) 消耗品費(食品、飲料、食事代など飲食の経費、消耗品以外の備品購入費は対象外とする。)

(助成金の助成額)

第 5 助成金の助成額は、30 万円を上限とする。なお、複数の団体から申請があった場合は、第 7 の申請書の活動内容に基づき、各団体への助成額を決定するものとする。

(助成の条件)

第 6 助成対象活動を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに県民会議会長の承認を受けること。

(助成金の申請)

第 7 助成金の申請をしようとする者は、新型コロナウイルスの臨時休校に伴う子ども支援活動への緊急助成金申請書(様式第 1 号)を 3 月 23 日までに県民会議会長に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金助成請求)

第 8 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、助成対象経費の支出証拠書の写を添付して、新型コロナウイルスの臨時休校に伴う子ども支援活動への緊急助成金実績報告書兼請求書(様式第 2 号)により報告するとともに、助成金の請求を県民会議会長に行うものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、令和 2 年 3 月 31 日とする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 13 日から施行し、令和 2 年 3 月 2 日から適用する。

(様式第1号)

新型コロナウイルスの臨時休校に伴う子ども支援活動への緊急助成金 申請書

令和2年 月 日

長野県将来世代応援県民会議会長 様

申請者
住 所
団体名
代表者名

印

標記事業について、下記のとおり申請します。

1 緊急支援活動の内容

(3月2日以降に実施済のもの、及び3月末までに実施予定のものを記入)

実施日	場 所	緊急支援活動の実施内容

2 上記1に要する助成経費の積算

経 費	積 算	金 額 (円)
人件費		
交通費		
消耗品費		
合 計		※

(注)

- ①人件費は時給917円で積算のこと。
- ②交通費はガソリン代、高速料金を対象とし、ガソリン代は1km当たり37円で積算のこと。
- ③消耗品費について、次の経費は助成対象外とする。
 - ・食糧費(食品、飲料、食事代など飲食の経費)
 - ・消耗品以外の備品購入費

3 助成金申請額 _____ 円

助成金申請額は上記2※の合計額の千円未満切り捨てた額とし、30万円を超える場合は30万円を上限とする。

(様式第2号)

新型コロナウイルスの臨時休校に伴う子ども支援活動への緊急助成金
実績報告書兼請求書

令和2年 月 日

長野県将来世代応援県民会議会長 様

申請者
住 所
団体名
代表者名 印

令和2年3月 日付け長将県指令第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり実施しましたので報告します。

1 緊急支援活動の実績 (令和2年3月2日から3月31日までに実施のものを記入)

実施日	場 所	緊急支援活動の実施内容、参加人数等

2 上記1に要する助成経費

経 費	内 容	金 額 (円)
人件費		
交通費		
消耗品費		
合 計		※

(注)

- ①人件費は時給917円で積算し、氏名、活動日、活動時間、活動内容を記載のこと。
- ②交通費はガソリン代、高速料金を対象とし、活動日、活動内容を記載のこと。
 - ・ガソリン代は1km当たり37円で積算のこと。
 - ・高速料金は領収書を添付のこと。
- ③消耗品費について、活動日、活動内容、使用目的を記載し、領収書・レシートを添付のこと。
また、次の経費は助成対象外であるので計上しないこと。
 - ・食糧費 (食品、飲料、食事代など飲食の経費)
 - ・消耗品以外の備品購入費

3 助成金額 _____ 円

助成金額は上記2※の合計額の千円未満切り捨てた額とし、30万円を超える場合は30万円を上限とする。

4 助成金支払先

金融機関名		支店名		預金種別	
口座番号		(フリカ`ナ) 口座名義人			